

「未適用の会計基準等に関する注記」の取扱いについて

1. 「検討状況の整理」での考え方

国際会計基準等と同様に、未適用の会計基準等がある場合には、新しい会計基準等の適用による影響に関する注記等を求めることとしている（第16項）。また結論の背景において、影響を把握することが困難な場合には、定性的に注記することや影響を見積もることが困難である旨などを記載することが考えられるとしている。

16. 既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等がある場合には、次の事項を注記する。

- (1) 新しい会計基準等の名称及び概要
- (2) 適用予定日（早期適用する場合には早期適用予定日）
- (3) 新しい会計基準等の適用による影響に関する記述

61. 既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等に関する注記に関しては、国際財務報告基準ではIAS第8号に規定がある一方、米国ではSFAS第154号に規定がなく、米国証券取引委員会（SEC）の取扱いにより、その注記が求められている。

そのため、本注記の内容については、会計基準によって注記が求められるべき性格のものではないのではないかという見方があった。しかしながら、国際財務報告基準では会計基準の中でこのような内容の注記が求められていることや、未適用の会計基準等が企業に及ぼす影響がある程度開示されていれば、投資情報として有用であるという考え方もあることから、本会計基準案の中で、未適用の会計基準等に関する注記を求めることとした（第16項参照）。

ただし、未適用の会計基準等に関する影響を把握することは困難な場合も考えられることから、そのような場合には、定性的に注記することや影響を見積もることが困難である旨などを記述することが考えられる。

2. 3 基準の比較

国際財務報告基準	米国会計基準	日本基準（案）
IAS第8号 30. 企業が発行はされているが、まだ有効となっていない新しい基準や解釈指針を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。 (a) その事実；及び (b) 新しい基準若しくは解釈指針が最初に適用される期間について企業の財務諸表に及ぼす可能性がある影響額（possible	SEC規則（SAB） 最近発行された会計基準を将来年度に採用したときの財務諸表に与える影響の開示を求めている。 (Staff Accounting Bulletin: Topic11) 主な開示項目 ・ 新基準の概要、適用日、早期適用する場合には適用予定日 ・ 基準で認められている適用方	「検討状況の整理」 16. 既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等がある場合には、次の事項を注記する。 (1) 新しい会計基準等の名称及び概要 (2) 適用予定日（早期適用する場合には早期適用予定日） (3) 新しい会計基準等の適用による影響に関する記述

<p>impact) の評価に関連する、周知であるあるいは合理的に見積ることが可能となる情報。</p> <p>31. 第30項に準拠するに当たり、企業は次の事項を開示することを検討する。</p> <p>(a) 新しい基準又は解釈指針の名称；</p> <p>(b) 会計方針の目前に迫っている変更又は変更の内容；</p> <p>(c) 基準若しくは解釈指針の適用が要求される日付；</p> <p>(d) 企業が最初に基準若しくは解釈指針を適用しようと計画している日付；並びに</p> <p>(e) 次のどちらか：</p> <p>(i) 基準若しくは解釈指針を最初に適用するときに企業の財務諸表に及ぼすと思われる影響（impact）についての討議；又は</p> <p>(ii) 当該の影響（impact）が不明である、又は合理的に見積もることができない場合、その旨の説明。</p>	<p>法の討議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準の適用による影響の討議（未知の場合又は見積もりができない場合には、その旨） ・基準の採用による他の重要事項への潜在的な影響の記載の奨励 ・新基準書を採用しても重要な影響がないと予想される場合には、基準書が公表された旨、重要な影響を与えないと予測される旨を開示することが望ましいとされている。 	
--	--	--

3. 「検討状況の整理」に寄せられたコメント及びその後の専門委員会等での意見

「検討状況の整理」に寄せられたコメント

- 第16項(3)は削除すべきとするコメント
 - ・未適用の会計基準等の適用による影響額の見積もりにおいては、企業の自主的判断（事業の再構築等）を加味することが考えられ、また監査上の実行可能性を考慮する必要があり、第16項(3)は削除すべきである。
 - ・未適用の会計基準等の適用による影響額の見積もりについては、事務負担の増加が懸念され、第16項(3)は削除することを検討して頂きたい。
- 第16項(3)の具体的な記載例等を求めるコメント
 - ・未適用の会計基準等の適用による影響額について、検討途上の場合に、検討過程にある旨の記述をすれば注記を要しない旨を明示して頂きたい。
 - ・未適用の会計基準等の適用による影響額の注記について、どのような開示を想定しているのか（影響額を求めているのか、遡及的な影響を含むのか等）開示例を設けて頂きたい。

その後の専門委員会及び委員会での意見

- 開示を求める趣旨を追加説明したほうがよいという意見
 - ・受領したコメントを概観すると、検討の整理が意図している開示の内容が、関係者に伝わっていないように感じられる。この注記の開示を求める趣旨を良く説明しておく必要がある。
- 現案の記載ぶりが、国際的な会計基準に比べ、より詳細な開示を求めているように感じられるという意見
 - ・現在の案は、未適用の会計基準を適用した場合の影響を、原則記載しなければならないように定めているように感じられる。米国のSECの規則に基づく実際の開示も、その内容も非常にシンプルなものであり、また、すべての会計基準等を網羅的にカバーするものにはなっていない。

4. 本日の検討内容

「検討状況の整理」に寄せられたコメントや、その後の専門委員会等での意見を踏まえ、

- ・IFRS及び米国開示ルールの下での、実際の開示状況をレビューするとともに、この取扱いで求める開示の基本的なイメージを共有する(5.)。
- ・そこでイメージされた開示内容が導かれるような基準案の記載ぶり（開示の趣旨の説明を含む）を検討する(6.)。

5. IFRS適用企業における「未適用の会計基準等の適用による影響等」の開示例

IFRS適用企業6社（A社～F社）の有価証券報告書（会計期間：2007.1.1～12.31）を確認¹した。

(1) 注記において言及している基準等の数

すべての会計基準等に言及している会社もある一方、いくつかの基準等を間引いている会社も見受けられる。

	公表された会計基準等の数 ²	A社	B社	C社	D社	E社	F社
I	7 公表日： ～2007.12.31	早期適用：1 注記：6	注記：5	注記：5	早期適用：1 注記：6	早期適用：2 注記：5	早期適用：1 注記：6
	不足	—	△2	△2	—	—	—
II	4 公表日： 2008.1.1～	注記：3	注記：3	注記：3	注記：2	—	—
	※ 2008.1.1以降公表の基準等の注記は任意であると解釈されているものと考えられる。						

(2) 注記項目

IAS第8号第31項(a)から(e)の全ての項目について注記していることは少なく、いくつかの項目のみの注記を行っている場合がほとんどである。

¹ 詳細については別添「IFRS適用企業の『未適用の会計基準等の適用による影響等』の開示例」を参照。

² 会計期間が2007.1.1～12.31のため、基準等改訂の公表日が2008.5.1以降のものは対象外としている。

内 容	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社
全ての項目について注記している基準等の数	－	－	－	4	－	1
幾つかの項目について注記している基準等の数	9	8	8	4	5	5
影響について(e)注記している基準等の数	9	8	8	8	1	5

(3) 影響等の注記内容

- 基準等を最初に適用するときに企業の財務諸表に及ぼすと思われる影響についての注記（IAS 第8号第31項(e)(i)）

影響についての注記は、「影響がないと考えられる。/影響を及ぼす可能性がある。」というような簡潔な定性的な記載が行われており、影響額の記載があるものは、調査対象の会社では該当するものはなかった。

◇具体的な注記内容

A社	経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に対する重要な影響はないと予想される。
B社	重要な影響はないと考えている
C社	経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。
D社	当グループに重大な影響を及ぼすとは考えていない。
E社	セグメント報告の構造及び現金生成単位（CGU）がのれんの減損テストの目的でグループ分けされる方法に影響を及ぼす可能性がある。
F社	貸借対照表および損益計算書に限定的な影響しか及ぼさないと考えている。

- 当該影響が不明である、又は合理的に見積もることができない場合、その旨の説明の注記（IAS 第8号第31項(e)(ii)）

影響が不明である等の注記は、「分析中である。/見込まれる影響を数量化することはできない。」というような簡略的な記載が行われていた。

◇具体的な注記内容

A社	経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に係るその影響について分析している。
B社	財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに対する影響について評価中である。
C社	－
D社	改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。
E社	－
F社	潜在的な影響については、現在評価している最中である。

6. SEC 基準適用企業における「未適用の会計基準等の適用による影響等」の開示例

日本におけるSEC基準適用企業についても、上記5.と同様のサンプル調査を実施したが、開示の状況はIFRS適用企業の調査結果とほぼ同様なものだった。なお、米国企業の開示例を掲載した文献（AT&T 2007）において、具体的影響額に関する記述の事例を確認した³。

7. 会計基準案改定の方向性

IFRS及び米国開示ルールの下で実際に開示されている内容と同等の開示が我が国においても行われるよう、これらの基準やルールの文言も再検討の上、記載ぶりの修正を行うことでどうか。

- ・第16項(2)の、「適用日に関する注記」については、既にその予定について経営判断が行われている場合にのみ記載が必要となることを明確にする。
- ・第16項(3)の、「新しい会計基準等の適用による影響に関する記述」については、企業がその影響について評価中である場合には、その事実を記述することをもって足りることを明確にする。
(具体的な文案については、審議事項（6）－2を参照。)

専門委員会では、示された文案（結論の背景を含む）であれば過剰開示の懸念もないので、さらなる表現の工夫の余地はあるものの、開示を求める注記の内容としては妥当なところではないかとの意見をいただいている。

以上

³ 詳細については別添「SEC基準適用企業の『未適用の会計基準等の適用による影響等』の開示例」を参照。

IFRS適用企業の「未適用の会計基準等の適用による影響等」の開示例

企業		A		B		C		D		E		F	
国	事業の内容	ドイトツ	ドイトツ	ドイトツ	ドイトツ	イギリス	イギリス	イギリス	フランス	フランス	フランス	フランス	フランス
事業の内容	会計期間	通信	製菓	製菓	製菓	製菓	製菓	電力	通信	通信	電力	電力	電力
提出日	提出日	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31
基準等の改訂 ※1、2	基準等の改訂 ※1、2	2008.6.5	2008.4.28	2008.5.19	2008.6.27	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30	2008.6.30
適用年度	適用年度	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記
IFRIC第11号 2006.11.2公表 「IFRS2号-グループ及び自己株式取引」	2007.3.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IFRIC第12号 2006.11.30公表 「サービスクンセージョン取引」	2008.1.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IFRS第8号 2006.11.30公表 「事業セグメント」	2009.1.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IAS第23号 2007.3.29公表 「借入費用」	2009.1.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IFRIC第13号 2007.6.28公表 「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」	2008.7.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IFRIC第14号 2007.7.5公表 「IAS第19号-確定給付資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	2008.1.1以後開始する事業年度から (早期適用可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記
		「a, b, c, e(i) ※3 IFRIC第11号の適用による、当社の経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に対する重要な影響はないと予想される。」	「この別報告の適用によるセグメント別報告の表示に対する重要な影響はないと予想している。」	「a, b, c, e(i) 「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。」	「a, b, c, e(i) IFRIC第12号の影響を受ける当グループの長期電力購入契約はすでにファイナンス・リース契約である、または、ファイナンス・リースを含むと判断されており、それぞれ取得対価の償還は金融資産を生じさせるため、IFRIC第12号の適用により当グループに重大な影響を及ぼすとは考えない。」	「a, b, c 「セグメント報告の構造及び現金生成単位 (CGU) がのれんの減損テストの目的でグループ分けされる方法に影響を及ぼす可能性がある。」	「a, c, e(i) 「セグメント報告の構造及び現金生成単位 (CGU) がのれんの減損テストの目的でグループ分けされる方法に影響を及ぼす可能性がある。」	「a, b, e(ii) 「潜在的な影響については、現在評価している最中である。」	「a, b, e(ii) 「潜在的な影響については、現在評価している最中である。」				

企業	A	B	C	D	E	F
国	ドイツ	ドイツ	イギリス	イギリス	フランス	フランス
事業の内容	通信	製菓	製菓	電力	通信	電力
会計期間	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31	2007.1.1~2007.12.31
基準等の改訂	2008.6.5	2008.4.28	2008.5.19	2008.6.27	2008.6.30	2008.6.30
注記	注記	注記	注記	注記	注記	注記
内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容
適用年度	適用年度	適用年度	適用年度	適用年度	適用年度	適用年度
IAS第1号 2007.9.6公表 「財務諸表の表 示」	「IAS第1号の改訂は開示要件にのみ影響を与えるものであるため、当社の経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に対する影響はないと予想される。」	「この基準の適用による当グループの財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに対する影響について評価中である。」	「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。」	「この改訂基準の適用は、当該基準が表示および開示のみに関連していることから、当該グループの損益または純資産への影響はない。」	「a, b, c ○	「a, e(ii) 「潜在的な影響については、現在評価している最中である。」 ○
IFRS第3号 2008.1.10公表 「企業結合」	「現在、IAS第3号及びIAS第27号の改訂の適用日並びに当社の経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に係るその影響について分析している。」	「これらの改訂基準書の適用による将来の企業結合および連結財務書類の表示に対する影響については評価中である。」	「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。発効日以降に生じる取引について非溯及的に適用される。したがって、事前に当該グループの財務書類への影響額を評価することは不可能である。」	「a, b, c, e(i) 「改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。」 ○	「a, b, c, e(ii) 「改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。」 ○	
IAS第27号 2008.1.10公表 「連結及び個別財務諸表」	「現在、IAS第3号及びIAS第27号の改訂の適用日並びに当社の経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に係るその影響について分析している。」	「これらの改訂基準書の適用による将来の企業結合および連結財務書類の表示に対する影響については評価中である。」	「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。発効日以降に生じる取引について非溯及的に適用される。したがって、事前に当該グループの財務書類への影響額を評価することは不可能である。」	「a, b, c, e(i) 「改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。」 ○	「a, b, c, d, e(ii) 「改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。」 ○	
IFRS第2号 2008.1.17公表 「株式報酬」	「経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に係るIFRS第2号の改訂の適用による影響について分析している。」	「a, b, c, e(ii) 「これらの改訂の適用による当グループの財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに対する影響については評価中である。」 ○	「a, b, c, e(i) 「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。発効日以降に生じる取引について非溯及的に適用される。したがって、事前に当該グループの財務書類への影響額を評価することは不可能である。」	「a, b, c, e(i) 「改訂基準は将来に向けて適用されるため、見込まれる影響を数量化することはできない。」 ○		
IAS第32号 2008.2.14公表 「金融商品：表 示」	「a, b, c, e(ii) 「経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの表示に係るIFRS第32号の改訂の適用による影響について分析している。」	「a, b, c, e(ii) 「これらの改訂の適用による当グループの財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに対する影響については評価中である。」 ○	「a, b, c, e(i) 「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。発効日以降に生じる取引について非溯及的に適用される。したがって、事前に当該グループの財務書類への影響額を評価することは不可能である。」	「a, b, c, e(i) 「当グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼすものはないと予想している。発効日以降に生じる取引について非溯及的に適用される。したがって、事前に当該グループの財務書類への影響額を評価することは不可能である。」		

※1 基準等の適用開始が2007.1.2以降のものが対象

※2 基準等改訂の公表日が2008.5.1以降のものは対象外

※3 IAS第8号第31項の開示事項(a)から(e)を示している。

【参考1】IAS第8号

30. 企業が、発行はされているが、まだ有効となっていない新しい基準や解釈指針を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) その事実；及び

(b) 新しい基準若しくは解釈指針が最初に適用される期間について企業の財務諸表に及ぼす可能性がある影響額を評価し、周知することが可能となる情報。

31. 第30項に準拠するに当たり、企業は次の事項を開示することを検討する。

(a) 新しい基準又は解釈指針の名称；

(b) 会計方針の目的に迫っている変更又は変更の内容；

(c) 基準若しくは解釈指針の適用が要求される日付；

(d) 企業が最初に基準若しくは解釈指針を適用しようとして計画している日付；並びに

(e) 次のどちらか；

(i) 基準若しくは解釈指針を最初に適用するときに企業の財務諸表に及ぼすと思われる影響についての討議；又は

(ii) 当該の影響が不明である、又は合理的に見積もることができない場合、その旨の説明。

【参考2】IAS第8号

5. 国際財務報告基準 (IFRS) とは、国際会計基準審議会 (IASB) が採用する基準と解釈指針をいう。次の事項で構成される。

(a) 国際財務報告基準；

(b) 国際会計基準；

(c) 国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 又は旧解釈指針委員会 (SIC) が公表した解釈指針。

SEC基準適用企業の「未適用の会計基準等の適用による影響等」の開示例

企業		A		B		C		D		E		F	
国		日本		日本		日本		日本		日本		日本	
事業の内容		電気機器		卸売業		電気機器		輸送用機器		化学		輸送用機器	
会計期間		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31	
提出日		2008.6.27		2008.6.25		2008.6.20		2008.6.25		2008.6.30		2008.6.24	
基準等の改訂 ※1、2		適用年度		注記		注記		注記		注記		注記	
基準等		内容		内容		内容		内容		内容		内容	
FAS第157号 2006.9公表 「公正価値による 測定」	2007.11.15以後開始 する事業年度から (早期適用可)	注記	「基準第157号の適用による 当社の連結財務諸表への影響 は重要ではないと考えいま す。」	注記	「SFAS第157号適用による当社 及び子会社の財政状態及び経 営成績に対する影響について は現在検討中であり、現時点 においてその影響額を見積も ることはできません。」	注記	「本基準、金融資産及び非 金融負債、並びに財務諸表上 で継続的に(少なくとも年次 で)公正価値で認識、または 開示される非金融資産及び非 金融負債への適用により、当 会社の財政状態及び経営成績 に与える影響について重要で はないと考えている。本基準 書の、継続的に公正価値で測 定されていない非金融資産及 び非金融負債への適用によ り、当会社の財政状態及び経 営成績に与える影響について 検討中である。」	注記	「マネジメントは、この基準 書の適用は当社の連結財務諸 表に重要な影響を及ぼすもの ではないと考えられている。」	注記	「当社は、財務会計基準書第 157号が当社の経営成績及び財 政状態に与える重要な影響は ないと考えております。」	注記	「当社および連結子会社は、 現時点では、同基準書の適用 による当社の連結財政状態お よび経営成績への重要な影響 はないと考えます。」
FAS第158号 2006.9公表 「確定給付型年金 及びその他の退職 後給付制度に関する 事業主の会計」	2008.12.15以後開始 する事業年度から (早期適用可)	注記	「当社は現在、同基準書の退職 後給付制度の測定目の変更に 関する規定の適用による当社 の連結財務諸表への影響を評 価しています。」	注記	「当社は現在、同基準書の退職 後給付制度の測定目の変更 に関する規定の適用による当社 の連結財務諸表への影響を評 価しています。」	注記	「マネジメントは、この規定 の適用は当社の連結財務諸表 に重要な影響を及ぼすもので はないと考えられている。」	注記	「マネジメントは、この規定 の適用は当社の連結財務諸表 に重要な影響を及ぼすもので はないと考えられている。」	注記	「当社は、財務会計基準書第 159号が当社の経営成績及び財 政状態に与える重要な影響は ないと考えております。」	注記	「当社および連結子会社は、 現時点では、同基準書の適用 による当社の連結財政状態お よび経営成績への重要な影響 はないと考えます。」
FAS第159号 2007.2公表 「金融資産および 金融負債のための 公正価値オプション」	2007.11.15以後開始 する事業年度から (IFRS157適用すれ ば早期適用可)	注記	「公正価値オプションを適用し た場合当社及び子会社の財 政状態及び経営成績に対する 影響については現在検討中 であり、現時点においてその影 響額を見積もることはできま せん。」	注記	「公正価値オプションを適用し た場合当社及び子会社の財 政状態及び経営成績に対する 影響については現在検討中 であり、現時点においてその影 響額を見積もることはできま せん。」	注記	「本基準書の適用により、当会 社の財政状態及び経営成績に 与える影響については重要で はないと考えられている。」	注記	「本基準書の適用により、当 会社の財政状態及び経営成績 に与える影響については重要 ではないと考えられている。」	注記	「当社は、改訂された財務会計 基準書第141号が当社の経営成 績及び財政状態に与える影響 について現在検討しておりま す。」	注記	「当社および連結子会社は、 現時点では、同基準書の適用 による当社の連結財政状態お よび経営成績への重要な影響 はないと考えます。」
EITF07-3号 2007.6公表 「将来の研究開発 活動に使用される 財貨またはサービス に対する払い戻 し不能な前送金の 会計処理」	2007.12.15以後開始 する事業年度から (早期適用不可)	注記	「当社は現在、基準書第141号 の適用に伴う影響を評価して います。」	注記	「基準書の適用により当会社の 財政状態及び経営成績に与え る影響については現在検討中 であり、現時点においてその影 響額を見積もることはできま せん。」	注記	「本基準書の適用により、当会 社の財政状態及び経営成績に 与える影響については重要で はないと考えられている。」	注記	「本基準書の適用により、当 会社の財政状態及び経営成績 に与える影響については重要 ではないと考えられている。」	注記	「当社は、改訂された財務会計 基準書第141号が当社の経営成 績及び財政状態に与える影響 について現在検討しておりま す。」	注記	「当社および連結子会社は、 現時点では、同基準書の適用 による当社の連結財政状態お よび経営成績への重要な影響 はないと考えます。」

審議事項 (6) - 4 別表 (SEC)

企業		A		B		C		D		E		F	
国		日本		日本		日本		日本		日本		日本	
事業の内容		電気機器		卸売業		電気機器		輸送用機器		化学		輸送用機器	
会計期間		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31		2007.4.1~2008.3.31	
提出日		2008.6.27		2008.6.25		2008.6.20		2008.6.25		2008.6.30		2008.6.24	
基準等の改訂		※1、2											
基準等		適用年度		注記		内容		注記		内容		注記	
FAS第160号 2007.12公表 「連結財務諸表における非支配分」	2008.12.15以後開始する事業年度から(早期適用不可)	①、③、⑤ 「当社は現在、基準書第160号の適用に伴う影響を評価していません。」	○	①、③、⑤ 「SFAS第160号適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する影響については、現時点においてその影響額を見積もることはできません。」	○	①、③、⑤ 「基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に対する影響については、現時点においてその影響額を見積もることはできません。」	○	①、③、⑤ 「マネジメントは、この基準書の適用が当社の連結財務諸表に及ぼす影響については評価中である。」	○	①、③、⑤ 「当社は、改訂された財務会計基準書第160号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響について現在検討しております。」	○	①、③、④、⑤ 「当社および連結子会社は、現時点では、同基準書の適用による当社の連結財政状態および経営成績への重要な影響はないと考えます。」	○
FAS第161号 2008.3公表 「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示」	2008.11.15以後開始する事業年度から(早期適用可)	①、③、④ 「当社は現在、同基準書の適用に伴う影響を評価していません。」	○	①、③、⑤ 「SFAS第161号適用による当社及び子会社の財政状態及び経営成績に対する影響については、現時点においてその影響額を見積もることはできません。」	○	①、③、④、⑤ 「本意見書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響については、現時点においてその影響額を見積もることはできません。」	○	①、③、④、⑤ 「マネジメントは、この基準書の適用が当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えている。」	○	①、③、④、⑤ 「当社は、改訂された財務会計基準書第160号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響について現在検討しております。」	○	①、③、④、⑤ 「当社および連結子会社は、現時点では、同基準書の適用による当社の連結財政状態および経営成績への重要な影響はないと考えます。」	○
意見書第14-1号 2008.5公表 「返済時に現金で決済可能な負債証券の会計処理」	2008.12.15以後開始する事業年度から(早期適用不可)					①、③、⑤ 「本意見書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響については、現時点においてその影響額を見積もることはできません。」	○						

※1 基準等の適用開始が2007.1.2以降のもの対象
 ※2 FSP(職員見解)、EITF(緊急問題専門委員会統一見解)について、対象だと考えられるが言及されていないものが数件ある。
 ※3 SAB (Staff Accounting Bulletin) で示されている開示項目を示している (便宜的に項目に番号を付与)。

【参考】SEC規則 (SAB)

- ① 新基準の概要、適用日、早期適用する場合には適用予定日
- ② 基準で認められている適用方法の討議等
- ③ 新基準の適用による影響の討議 (未知の場合又は見積もりができない場合には、その旨)
- ④ 基準の採用による他の重要な事項への潜在的な影響の記載の奨励
- ⑤ 新基準を採用しても重要な影響がないと予想される場合には、基準書が公表された旨、重要な影響を与えないと予測される旨を開示することが望ましいとされている。

【参考2】FAS第154号
 2b. 会計上の公式見解一米国における一般に認められた会計原則 (GAAP) の源泉をいい、FASB財務会計基準書、FASB解釈、FASB職員見解、FASB基準書第133号導入問題、緊急問題専門委員会統一見解、FASB若しくは他の指定機関による他の公式見解、またはAICPA体系化監査基準書第411章「一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示しているの意味」に体系化された、AICPA監査基準書 (SAS) 第69号「一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示している」という文言の意味」の分類 (a) - (c) 中に記載された他の形式のGAAPを含む。 SAS第69号分類(d)に記載されている際に、AICPA会計解釈及びFASB職員が発行した導入指針 (Q&A) も又、本基準書の適用目的上、会計上の公式見解と考慮される。

【参考3】具体的な影響の注記例 (Accounting Trends & Techniques 2007)

SFAS第158号
 「2006年12月2日の貸借対照表と年金に関する開示に基づき、SFAS第158号の採用による影響は、5.2百万ドルの資産の減少、46.8百万ドルの負債の増加、そして5.2百万ドルのその他の包括損失累積額の増加と見られる。基準採用による影響は、2007年度の実際の制度資産や退職給付債務の状況により見積りとは異なるだろう。」